

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉給水ポンプ(A)駆動タービンのターニング装置用フレキシブル電線管において、コネクタ部に破損(亀裂)が認められたため、当該電線管を補修。	G	
2	1号機	原子炉格納容器内において、空調ユニット(C)用ダクトに変形及び亀裂が認められたため、当該箇所を補修。	G	
3	1号機	タービン建屋2階換気空調系現場制御盤の監視カメラにおいて、映像不良(画面が映らない)が認められたため、当該カメラを点検修理。	G	
4	欠番			6月7日のNO.2と重複のため削除
5	2号機	タービン天井クレーンの使用前点検時、動作不良(主巻・補巻クレーンが上昇、下降しない)が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
6	2号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口及び原子炉再循環ポンプ出口電導率計において、指示値にハンチングが認められたため、当該計器を点検。	G	
7	3号機	所内電源設備のモータコントロールセンター更新において、取付部品(電磁接触器)が手続き遅れにより当社の型式認定未実施の状態での納入され運用に入ったことが認められたため、対応検討。	G	
8	4号機	屋外の雑用水配管凍結・凝結防止ヒータにおいて、絶縁不良(1回路:0M)が認められたため、当該ヒータを点検補修。	G	
9	4号機	タービン建屋除染廃液系サンプポンプ(B)出口流量計において、指示値不良(ポンプ停止中に流量指示有り)が認められたため、当該流量計を点検補修。	G	
10	4号機	オーブントレンチ内サンプポンプ(屋外東側中央部設置)において、過負荷による停止(ポンプ吸込口へのゴミ詰まりと推定)が認められたため、当該ポンプを点検清掃。	G	
11	4号機	オーブントレンチ内サンプポンプ(屋外東側中央部設置)の過負荷による停止時、電源設備の故障警報が自動復帰(通常自動で復帰しない)する事象が認められたため、当該電源設備を点検。	G	